

デジならキャンペーン利用申請兼同意書

デジならキャンペーンの利用を申請するにあたりデジならキャンペーン規程の遵守及び下記事項について同意・確約いたします。

1、情報の開示

本キャンペーンの目的の範囲において、以下に記載する当社（当団体、私）のビジネス情報ニーズならびに、本キャンペーンの申請に必要な情報をキャンペーン事務局（以下「事務局」という。）、事務局がデータ管理として活用する情報管理プラットフォーム運営事業者および提案を受けた SaaS サービス提供事業者（以下「紹介先」という。）に開示します。

2、有効期間

本件情報の有効期間は、本同意書記載の日付からデジならキャンペーン終了日とします。

3、情報の管理

当社（当団体、私）が、参画金融機関から入手した紹介先（他社）等の情報は、本サービス以外の目的で使用及び第三者（当社の役員、従業員以外の方など）には、開示いたしません。

4、商談の実施

当社（当団体、私）のビジネス情報ニーズに合致する企業が合った場合の当該企業との契約手続きは、当社（当団体、私）の判断・責任で行い、成約した取引について参画金融機関及び事務局は、一切の責任を負わない。

5、参画金融機関・事務局の免責事項

- ①参画金融機関・事務局は、「紹介先」の経営内容、業務内容、信用状況、「紹介先」から提出されたデータの内容等に関して保証する義務を負わない。
- ②当社（当団体、私）と「紹介先」等との間で紛議が発生した場合は、参画金融機関・事務局に故意または重過失がある場合を除き、当社（当団体、私）が自らの責任をもって処理するものとする。また、「本サービス」に関して当社（当団体、私）に損害が生じた場合は参画金融機関・事務局に故意または、重過失がある場合を除き参画金融機関・事務局は、損害賠償の責任を負わない。
- ③「本サービス」に関して、参画金融機関・事務局と「紹介先」等との間で紛議が発生した場合は、参画金融機関・事務局に故意または重過失がある場合を除き、当社（当団体、私）が自らの責任をもって処理するものとする。また、「本サービス」に関して、当社（当団体、私）に損害が生じた場合は、参画金融機関・事務局に故意または、重過失がある場合を除き当社（当団体、私）が損害を賠償するものとします。

6、アンケート調査の協力

- ①SaaS サービス導入後に金融機関より実施されるアンケート調査について、協力することを確約します。
- ②キャンペーン事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意します。

7、他補助金等の利用有無

当社（当団体、私）は、本キャンペーンを利用するに当たり国の他の補助金と重複していないことについて確約します。

8、本キャンペーン支援対象の確認

当社（当団体、私）は、キャンペーン規程 9 条に基づく奈良県内に事業所を有する事業者・団体（任意団体、NPO 法人、個人事業主、中小企業基本法第 2 条 1 項に定める範囲の企業等）に該当し、下記のいずれにも該当しないことを確約します。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②県税等を滞納している者
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者
- ④役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる者
- ⑤申請者及び申請者の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥政治団体（政治資金規正法第 3 条に定義されるもの）、宗教上の組織又は団体の者
- ⑦発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等である者
- ⑧発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業等である者
- ⑨大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業等である者
- ⑩営業に関して必要な許認可等未取得していない者

※【参考】地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約

9、割引支援の返還

本キャンペーン規定第 11 条の割引クーポン交付の取消し要件に該当した場合、SaaS サービス導入の割引支援額を速やかに事務局に返還することを確約します。

年 月 日

導入希望 SaaS サービス名	
導入希望 SaaS サービス名	
導入希望 SaaS サービス名	
導入希望 SaaS サービス名	

事業者/団体 名	
代表者職・氏名	